第12回带広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和2年5月28日(木)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時19分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所 10 階 第 6 会議室
- 4 出席委員 25名

兒玉	康英	2番	吉田	宏一	3番	小倉	豊
堀口	宏敏	5番	荒川	満雄	6番	松金	栄治
廣瀬	智美	8番	中村	博志	9番	尾関	健一
野原	幸治	11番	丸谷	友姫	12番	合歓垣	1 利隆
岩城	利寛	15番	飯田	祐一	16番	梶川	毅
山﨑	博之	18番	深田	敬吾	19番	濱野	敏夫
石崎	一彦	21番	吉田	利彦	22番	廣瀬	文彦
石川	依洪	9 4 悉	室﨑	公一	25番	中村	正信
	堀廣野岩山石川瀬原城﨑崎	短	堀口宏敏5番廣瀬智美8番野原幸治11番岩城利寛15番山崎博之18番	堀口宏敏5番荒川廣瀬智美8番中村野原幸治11番丸谷岩城利寛15番飯田山崎博之18番深田石崎一彦21番吉田	堀口宏敏5番荒川満雄廣瀬智美8番中村博志野原幸治11番丸谷友姫岩城利寛15番飯田祐一山崎博之18番深田敬吾石崎一彦21番吉田利彦	堀口宏敏5番荒川満雄6番廣瀬智美8番中村博志9番野原幸治11番丸谷友姫12番岩城利寛15番飯田祐一16番山崎博之18番深田敬吾19番石崎一彦21番吉田利彦22番	堀口 宏敏 5番 荒川 満雄 6番 松金 廣瀬 智美 8番 中村 博志 9番 尾関 野原 幸治 11番 丸谷 友姫 12番 合歓垣 岩城 利寛 15番 飯田 祐一 16番 梶川 山﨑 博之 18番 深田 敬吾 19番 濱野 石崎 一彦 21番 吉田 利彦 22番 廣瀬

- 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 1名
 - 14番 森和裕
- 6 議事録署名委員
 - 1番 兒玉 康英 2番 吉田 宏一
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3)報告第3号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立 について
 - (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (7) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第5号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (9) 議案第6号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員

事務局長 河本 伸一 事務局次長 滝沢 仁 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 水野 晴基 農地係専門員 木原 一広 農地係主任補 堀田 泰蔵

ご起立願います。礼。ご着席ください。 事 務 局 長 ただいまより、第12回帯広市農業委員会を開会いたします。 議 長 (会長より、近況を含め挨拶) 中 谷 会 長 長 それでは議事に入ります。 議 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。) (なし) 委員 ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 議 長 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。 報告いたします。 事 務 局 長 本日の出席委員は25名です。議席番号14番 森委員につきましては 欠席の申出を受けております。 本日の議事は、開催要領3.次第にあるとおり、報告が3件、議案が6件、協議が 1件でございます。 (配布資料の確認) 報告は以上でございます。 次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 議 長 本日の議事録署名委員には、1番 兒玉委員、2番 吉田宏一委員を指名 いたしますのでよろしくお願いいたします。 それでは、報告案件に入ります。 報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。 農業委員会の主要事務の処理概要及び活動等について、次のとおり報告します。 事務局(滝沢次長) (報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要等の朗読・説明) ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。 長 議 (なし) (委員) 長 特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。 議 次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」、 まず、4月分の調査結果について、山﨑調査委員長より報告をお願いします。 山﨑調査委員長 4月24日の調査ですが、報告第2号 現況証明の附番4から7の4件に ついて現地調査を行い、非農地であることを確認いたしました。 以上で、4月分の報告を終わります。 ありがとうございました。 議 長 次に、5月分の調査結果について、岩城調査委員長よりお願いいたします。

岩城調査委員長

5月8日の調査ですが、報告第2号 現況証明の附番8から9の2件について現地 調査を行い、非農地であることを確認いたしました。

以上で、5月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

委 員) (な

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。

次に、報告第3号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の 指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。

(報告第3号、附番1のあっせん委員指名に係る専決処分及びあっせんによる売買 の成立1件について朗読・説明)

議 長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

議長

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題と いたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番1から2までの2件の合意解約について朗読・説明)

以上附番1から2までの2件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議 長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容 に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番5の賃貸借1件、附番6のあっせんによる売買1件、

附番7の贈与による所有権移転1件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上附番5から7までの3件につきましては、農地法第3条第2項の各号に 規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

それでは、まずは地区担当委員の意見を伺います。

附番5について、深田委員よりお願いいたします。

附番5について、意見を申し上げます。借主は、更別村で営農を行っている認定 深 委 員 \mathbf{H} 農業者ですが、家族の従事状況や保有している機械などの能力からみて申請農地の 全面的な利用はできるものと見込まれますし、地域調和要件、周辺農地への影響に

ついても問題はないと考えます。

長 ありがとうございました。

> それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請 どおり許可することについてご異議ございませんか。

) (なし) 委員

長

長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と いたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出 について、意見を求めます。

(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番5の農業用施設用地への用途変更 1件、「2. 農地転用計画」附番5の牛舎の建築、スタックサイロ、堆肥舎、 飼料タンクの建設、通路及び作業場等の造成のための農地転用1件について、 調査書に基づき朗読・説明)

長 議

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

「1. 農用地利用計画」附番5及び 「2. 農地転用計画」附番5について 石崎委員 お願いいたします。

石 員

それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番5 及び 農地転用計画附番5 です。申請者は酪農家です。牛舎の老朽化、感染病対策及び乳牛の増頭計画に伴い、 牛舎を建築するものです。また、それに合わせてスタックサイロ、堆肥舎、飼料タンク の建築、通路及び作業場等を造成するものです。

既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、 申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議

議

議

事務局(堀田主任補)

議長

(委 員)

議長

事務局(堀田主任補)

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に 対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(なし)

ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ 回答することといたします。

ここで次の議案に入る前に、農地法第4条及び第5条の農地転用案件の審議の 進め方について事務局より説明があります。

農地法第4条及び第5条の規定による農地転用の許可申請に対する可否について 決定を求めるにあたり、転用面積が30aを超える案件について、これまでは農業 委員会が総会で許可と決定した場合は、北海道農業会議へ意見聴取を行い、農業会議 から許可相当の回答を受け、農業委員会から転用申請者へ許可書を交付しておりま した。

今後は、この許可についての手続きを明確に行ってまいりたいと考えております。 机上に配付いたしました資料「農業委員会許可案件」をご覧ください。

資料の図では、農業会議に意見聴取した際の流れが掲載されております。

通常、②農業委員会から農業会議へ意見聴取を行い、④の農業会議の回答を踏まえ、 あらためて農業委員会総会で許可の可否を判断することとされております。

しかし、農業委員会が許可と決定する際に、農業会議への意見聴取と、農業会議 からの回答が許可相当である場合は、会長の専決により転用申請者へ許可書を交付 することを議決することにより、あらためて総会で諮ることは省略できることと なっております。

これまでの総会では、30aを超える案件については、農業会議へ意見聴取することに、農業会議の回答を受けて農業委員会から転用申請者へ許可を行うことを含めて、委員のみなさまのご理解をいただいておりましたが、今後は、農業会議への意見聴取を行うことに併せて、農業会議からの回答が許可相当である場合、会長の専決により転用申請者へ許可書を交付することについても総会において議決を行いたいと考えております。

また、専決後の直近の総会で、報告案件として農業会議の回答結果等を報告していきたいと考えております。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局より、農地法第4条及び第5条の農地転用案件のうち、30aを超える転用に関する許可の流れについて説明がありましたが、ご質問ございませんか。

(娄 貞)

(なし)

議

長

(ほかに)無ければ、次の議案に入ります。

それでは、議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

(議案第4号、附番2の牛舎の建築、スタックサイロ、堆肥舎、飼料タンクの建設、通路及び作業場等造成のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明) なお、この附番2につきましては、転用面積が30aを超えていることから、許可と決定した場合は、北海道農業会議に意見聴取することとなります。

説明は以上です。

議長

それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番2について、石崎委員よりお願いいたします。

石 崎 委 員

それでは意見を申し上げます。附番2ですが、議案第3号農用地利用計画附番5 及び農地転用計画附番5で説明した通り、申請地を牛舎等に転用することはやむを 得ないものと考えます。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。附番2につきまして、 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可するとし、 転用面積が30aを超えていることから、北海道農業会議へ意見聴取の上、その回答 が許可相当の場合は、会長の専決により転用申請者へ許可書を交付することについて ご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議無いようですので、附番2につきましては、申請どおり許可することと 決定し、北海道農業会議へ意見聴取の上、その回答が許可相当の場合は、会長の専決 により転用申請者へ許可書を交付することといたします。

次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」 を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第5号、附番5の現場事務所・物置・トイレ・駐車場等の建設・設置のための一時転用に係る賃借権の設定1件ついて、調査書に基づき朗読・説明)

転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致している ことを確認しております。

なお、本案件は、転用面積が30 a 以下でありますが、現場事務所等の利用でしたの 北海道農業会議に確認したところ、意見聴取が必要な案件と回答を頂きました。

30a以下の転用で意見聴取が省略できる案件は、農業用施設・農畜産物処理加工

施設・農畜産物販売施設、農家住宅、農地区分が第3種農地などの場合に限るという こととなっておりますので、申請どおり許可と決定した場合、北海道農業会議に 意見聴取することとなります。説明は以上です。 それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。 議 長 附番5について、合歓垣委員、お願いいたします。 合歓垣委員 それでは意見を申し上げます。附番5です。国営かんがい排水事業の帯広かわにし 導水路の工事に伴い、現場事務所などを設置する用地が必要となったため、一時転用 するものです。周辺農地や周辺環境には影響はなく、工事完了後は速やかに農地へ 原状回復することから、申請地を一時転用することはやむを得ないものと考えます。 ありがとうございました。それでは審議に入ります。附番5につきまして 議 長 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することとし、 北海道農業会議へ意見聴取の上、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により 転用申請者へ許可書を交付することについてご異議ございませんか。 委員) (なし) ご異議無いようですので、附番5につきましては、申請どおり許可することと決定 長 議 し、北海道農業会議へ意見聴取の上、その回答が許可相当の場合は、会長の専決 により転用申請者へ許可書を交付することといたします。 次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたし ます。議案の内容について、事務局より説明願います。 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案に 事務局(佐々木係長) ついて決定を求めます。 (議案第6号、一般分 附番9から11の賃借権の設定3件について、調査書に 基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤 強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。 事務局(木原専門員) (同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う賃借権の設定) 附番1の1件、所有権の移転附番1から5の売渡5件について、調査書に基づき 朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤 強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。 議 長 これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは 原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。 (なし) 員)

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

議

長

ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

	続いて「協議」に入ります。					
	「農業委員会活動令和元年度点検評価及び令和2年度活動計画」について、					
	事務局より説明願います。					
事務局(水野主任)	(「農業委員会活動令和元年度点検評価及び令和2年度活動計画」についての説明)					
議	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。					
(委 員)	(なし)					
議長	ご質問等が無いようですので、このように了承願います。					
	予定されていた案件は以上となりますが、その他として、委員の皆さんから何か					
	ございませんでしょうか。					
(委 員)	(なし)					
議長	特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。					
	次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。					
事務局(水野主任)	(事務局から連絡事項の説明:次回総会日程等)					
議長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。					
(委 員)	(なし)					
議長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。					
事務局長	ご起立願います。お疲れさまでした。					